

## 社会福祉法人グレイス会役員報酬等規程

(適用の範囲)

第1条 この規程は、社会福祉法人グレイス会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席した時、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 役員及び評議員の地位に基づいて報酬は支払わない。

2 理事長及び業務執行理事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービス事業（以下「事業」という）の運営のため業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合には、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合には、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が費用弁償費の額を超える場合には、実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事の地位に基づいて報酬は支払わない。

2 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が費用弁償費の額を超える場合には、実費とする。

(適用除外)

第6条 事業の職員兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 この規程の改正は評議員会の議決により行う。

## 社会福祉法人グレイス会役員報酬等規程

別表1（第3条関係）

| 名 称       | 報 酬 | 実費弁償額  |
|-----------|-----|--------|
| 理事会出席報酬等  | 無報酬 | 3,000円 |
| 評議員会出席報酬等 | 無報酬 | 3,000円 |

別表2（第4条及び第5条関係）

| 名称           | 報 酬 | 実費弁償額  |
|--------------|-----|--------|
| 理事長業務報酬等     | 無報酬 | 3,000円 |
| 業務執行理事業務報酬等  | 無報酬 | 3,000円 |
| 理事及び評議員業務報酬等 | 無報酬 | 3,000円 |
| 監事監査指導報酬等    | 無報酬 | 3,000円 |

### 附則

この規程は平成29年6月8日から適用する。